

過疎地域等における集落対策のあり方についての提言（概要）（案）

資料2-1

～新しい豊かさに満ちた集落の暮らしを創り支えるために～

過疎地域等における集落の概況

- 過疎地域の集落は、一層の小規模化、高齢化。
- 2010年頃から「田園回帰」とも呼ぶべき潮流が過疎地域に生まれている（過疎地域の集落の4割、山間地や末端にある集落にも約3割の転入者がある）。

集落ネットワーク圏及び集落支援員制度等の振り返り

(1) 集落の課題を把握するために

- 集落の住民が集落の課題を自らの課題と捉え、市町村が十分な目配りをした上で施策を実施することが重要。
- <課題>
- 集落の将来を考える上で重要な情報を市町村が十分に把握していないケースも多い（集落の転入者の有無等）。

(2) 集落の暮らしを支えるために

- 集落の枠組みを超え、広域的に支え合う地域運営の仕組みを作る「集落ネットワーク圏」を形成し、集落課題に対応。
- 地域コミュニティを構成する様々な関係主体の参画により、「地域運営組織」を形成し、地域の将来像等について議論するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践。
- <課題>
- 活動の担い手となる人材は不足。

(3) 地域力を向上するために

- 社会資本整備に加え、地域活動や暮らしを支える仕組みづくりに対する支援が重要。
- 過疎債ソフト分は、量的拡大期から質的充実期へ。

集落対策を展開期から充実期へ

これからの集落対策において大切な視点

(1) 地域の実情把握を行い、過疎地域の将来像を示す市町村

- ・市町村として、地域の実態把握を行い、集落対策の方針を示すこと。
- ・集落支援員を活用して集落の実態把握を行う場合は、支援員の活用方針等（役割、職務内容、報告内容・手段・回数）を明確にし、その使命を共有して委嘱すること。集落支援員が集まる場を設け、役割や課題の認識を共有することも望まれる。
- ・市町村は、住民の当事者意識と自発性の醸成に努めること。その上で、広域自治体である都道府県等の支援も受けつつ、把握した集落の課題への対応を検討すること。
- ・過疎債ソフト分については、地域から流れ出ていきがちな「フロー型」事業ではなく、地域力の向上に繋がるような「ストック型」事業への活用が望まれる。

(2) 住民の当事者意識の醸成のための集落支援員の役割

- ・集落支援員は、行政と連携し、「集落点検」、集落の「話し合い」の促進を着実にを行い、その結果を行政と共有すること。
- ・地域運営組織の事務局機能を担う中核的な人材となるなど、集落の暮らしを支える事業やサービスの担い手となることも期待。
- ・移住者を地域に受け入れる仲介役になることも期待。

(3) 俯瞰的視点をもって集落の支援に取り組む都道府県

- ・国の制度と市町村の現場を総合的にコーディネートすること。
- ・先進事例等の紹介、活用可能な制度の情報提供、県域で集落支援員等の人材を集めた情報交換会の開催等、市町村の集落対策に係る活動支援をすること。

(4) 省庁横断での実効的な過疎対策の検討

- ・地域の実情に応じて活用できる支援メニューを用意し、好事例の横展開に努め、市町村さらには地域のために実践的な制度になるよう間断なく検討すること。
- ・人口減少社会における今後の実効的な過疎対策の方策について、過疎地域自立促進特別措置法の期限（平成33年3月）も見据え、関係省庁が連携の上、検討すること。